

パブリック・コメント手続（意見募集）

公の施設の使用料に関する基本方針の
策定について

【意見募集期間】

平成31年（2019年）

4月8日（月）～5月7日（火）

【お問い合わせ先】

財政部 財政課 財源担当

電話 046-822-9807(直通)

横 須 賀 市

パブリック・コメント手続について

市政の透明化・公正化をすすめるため、市民の皆さんが市政へ参画しやすくするために、市の重要な政策の決定に当たって、次の手順で行う一連の手続をいいます。

- (1) 市の基本的な政策決定に当たり、その内容等を事前に公表します。
- (2) 公表したものに對する市民の皆さんからのご意見の提出を受け付けます。
- (3) お寄せいただいたご意見の概要とご意見に對する市の考え方、公表した内容等を変更した場合はその内容を公表します。

パブリック・コメント手続にあたって

本市がこれまで設置してきた公の施設の多くは老朽化が進んでいるため、近い将来多額の更新費用が必要になると予測しています。また、施設を継続して運営していくためには、引き続き維持管理及び運営費用が必要となります。

現在の公の施設の使用料は、これまで算定方法や改定時期などについて統一した基準がなく、個別施設ごとに使用料を設定してきたことで様々な差が生じています。

このような状況を踏まえ、行政サービスとしての必要性を考慮しつつ、公平性を確保し、今後も継続してきめ細かいサービスを提供していくために、基本的な考え方を整理した「公の施設に関する基本方針」を策定することとしました。

この度のパブリック・コメント手続は、「公の施設の使用料に関する基本方針(案)」に対して、ご意見を伺うものです。

○公の施設とは

「住民の福祉を増進する目的をもってその利用に供するための施設」と定義されています。(地方自治法第244条1項)

主なものとしては、コミュニティセンターや体育会館、美術館、道路、公園等です。

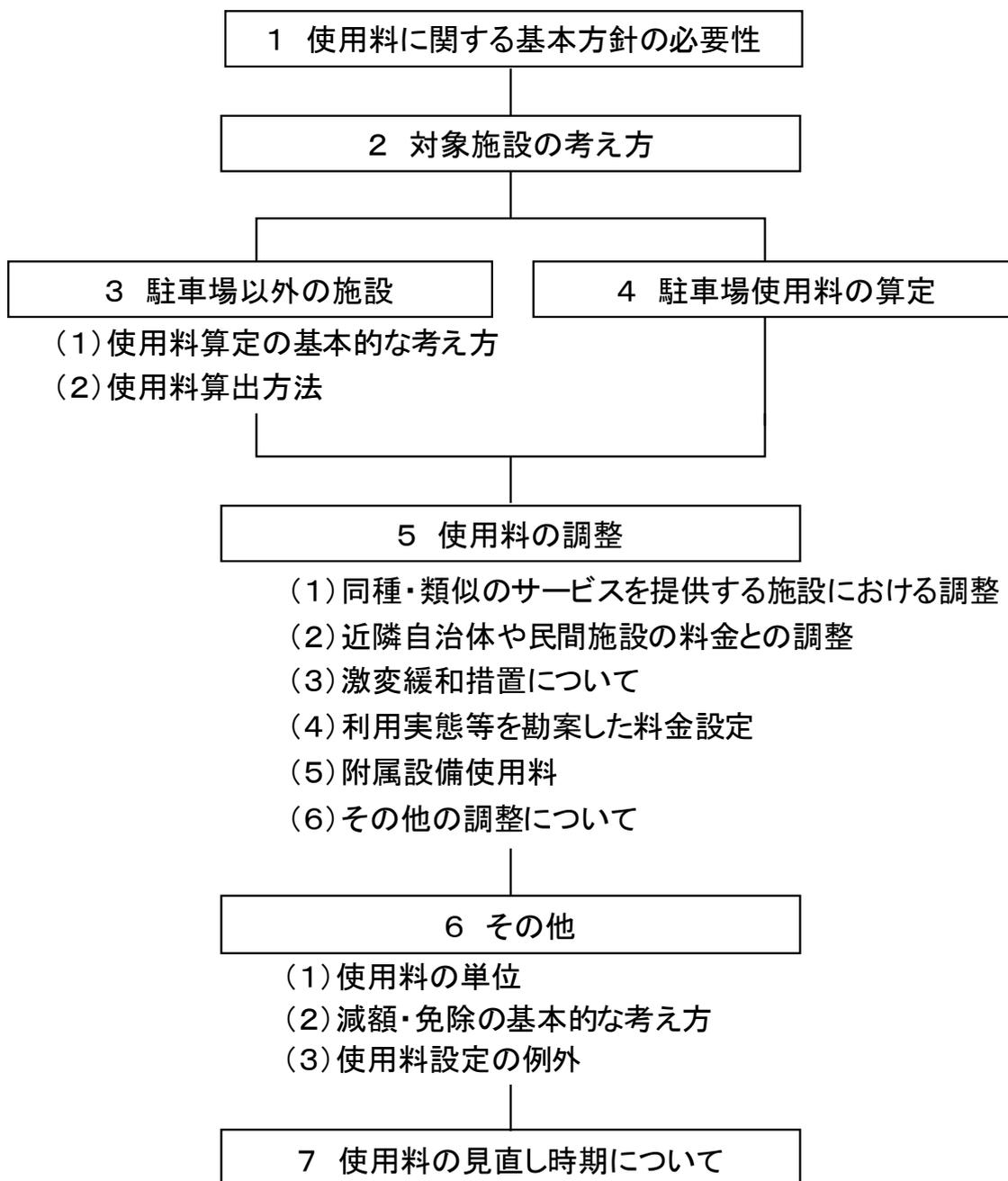
なお、庁舎や倉庫など市民の利用に供することを目的としない施設は含まれません。

◆ 公の施設の使用料に関する基本方針（案）の概要

1 基本方針（案）の構成

基本方針（案）の項目および主な内容	掲載ページ
1 使用料に関する基本方針の必要性 基本方針策定の必要性を示します。	1 ページ
2 対象施設の考え方 基本方針における対象施設の考え方を示します。	
3 駐車場以外の施設 駐車場以外の施設について、基本的な考え方及び使用料算出方法を示します	2～4 ページ
4 駐車場使用料の算定 駐車場の使用料の算定の考え方を示します。	4 ページ
5 使用料の調整 算出した使用料について、他施設等との比較・調整の考え方を示します。	4～5 ページ
6 その他 使用料の単位、減額免除の基本的な考え方、使用料設定の例外を示します。	5 ページ
7 使用料の見直し時期について 使用料の見直し時期を示します	

【基本方針の体系図】



2 資料の補足説明

(1) 対象施設の考え方（1ページ）

基本方針では、原則として公の施設すべてを対象とします。

しかし、法令等で徴収不可とされている施設や、他の基準に基づき料金を設定する施設、徴収することが適切でない施設は対象外とします。

また、特別会計及び企業会計の施設については、独立採算を前提に運営されており、経営判断等により料金を設定する必要があるため対象外とします。

その他、土地・建物の財産価値から料金を設定する占有料や目的外使用料についても対象外とします。

【対象外施設の例】

施設名	考え方
法令等で徴収できない施設	
学校施設	学校教育法 第六条（抜粋） 学校においては、 <u>授業料を徴収することができる。</u> ※授業料以外徴収することができない。
図書館	図書館法 第十七条 公立図書館は、 <u>入館料その他図書館資料の利用に対するいかなる対価をも徴収してはならない。</u>
徴収することが適切でない施設	
公園（有料公園施設を除く）、港湾緑地、道路等	施設への出入りが自由であり、利用者の特定が困難なため
他に基準額が存在する施設	
老人デイサービスセンター	介護保険法の基準に基づくため
幼稚園、保育園、	国の基準に基づくため
市営住宅	公営住宅法の基準に基づくため
特別会計、企業会計	
市民病院、うわまち病院 上下水道施設	経営判断等によるため

(2) 経費の考え方 (2 ページ)

施設に係る経費 (対象原価) を負担していただくことを原則としますが、以下の3種類の経費については、除外して算出することとします。

①建設時及び大規模改修に係る経費

土地及び建物は市民の共有の財産であり、財産価値が今後も残ることから、対象原価に含まないこととします。

②災害等により臨時的に係る経費

災害等で発生した臨時的な経費については、利用者へ負担を求めることが適切でないため、対象原価に含まないこととします。

③運営に係る経費

施設の運営に係る経費には、市民の利用に供するための経費と市が開催する講座やイベントに係る経費 (その他事業に係る経費) があります。

その他事業に係る経費は、市民が施設を利用するための経費ではないため、対象原価に含まないこととします。

(3) 性質別負担割合について (3 ページ)

施設ごとに、利用者にとどこまで負担いただくか、市がどこまで負担すべきかを性質別負担割合として設定します。

施設の性質及び機能それぞれ3段階の9分割 (利用者負担0~100%) で分類します。

指標の考え方

ア 施設の性質

民間で提供されないサービスであり公が提供すべきもの = 公共的

民間でもサービス提供がされているもの = 市場的

イ 施設の機能

市民のほとんどが利用するサービスを提供するもの = 基礎的

一部の市民が選択的に利用するもの = 選択的

(4) 使用料算出方法について (3～4 ページ)

施設の利用形態を、「占有利用施設」「個人利用施設」に分け、分類に合わせた算出方法を用います。

なお、占有利用施設については、年間で市民が利用できる時間（年間利用時間）を算出の根拠に用いますが、施設により利用実績は異なり、仮に年間利用時間の100%が利用されるとした場合、予約を受け入れる隙間がないことになり現実的ではないこと、また利用されにくい時間帯があることなどから、年間利用時間の75%を基礎に算出することとしました。

3 検討経過

公の施設の使用料に関する基本方針については、全部長等による会議及び公の施設を所管する関係課による会議を開催し検討を行いました。

また、市議会におきましても、平成30年12月定例議会及び平成31年3月定例議会において一般事項報告を行い、ご意見をいただきました。

なお、この案は市議会からの意見を踏まえ、庁内での検討を経た上で、作成しています。

◆ 意見の提出方法

1 提出期間

平成31年（2019年）4月8日（月）から5月7日（火）まで

2 提出方法

- 書式は特に定めておりません。
- 住所及び氏名（所在地及び事務所・事業所名）を明記してください。
なお、市外在住の方の場合は、次の事項についても明記してください。
 - (1)（市内在勤の場合）勤務先名・所在地
 - (2)（市内在学の場合）学校名・所在地
 - (3)（本市に納税義務のある場合）納税義務があることを証する事項
 - (4)（当該意見募集案件に利害関係を有する場合）利害関係があることを証する事項
- 次のいずれかの方法により提出してください。
 - (1) 直接持ち込み
 - ・ 財政部財政課（横須賀市役所1号館5階）
 - ・ 市政情報コーナー（横須賀市役所2号館1階32番窓口）
 - ・ 各行政センター
 - (2) 郵送
〒238-8550
横須賀市小川町11番地
横須賀市役所 財政部財政課
 - (3) ファクシミリ
046-822-7795
 - (4) 電子メール
fi-fi@city.yokosuka.kanagawa.jp

個々のご意見等には直接回答いたしませんので、予めご了承ください。
提出いただいたご意見とこれに対する考え方は、意見募集期間終了後とりまとめまして公表いたします。